

# 令和4年9月30日 行政経営改革推進本部会議

**開催日時** 令和4年9月30日(金) 午前9時40分から午前10時40分まで

**開催場所** 全員協議会室

**出席者** 辻川副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)

**欠席者** まちづくり協働部理事、議会事務局長

**議事概要** 下記のとおり

## 1 協議事項

### (1)第2期草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)の策定について

【資料1-1~1-4】

#### 【財政課長より資料に基づき説明】

- ・現行計画の期間を令和2年度までとしていたが、コロナ禍により期間を延伸し、今年度に次期計画の策定を進めているもの。計画期間を令和5年度から令和14年度までとし、令和9年度に中間見直しを行う。
- ・10月4日に行政経営改革推進委員会に諮り、10月13日の全員協議会での説明をもって策定完了とする予定。
- ・協議概要は【資料1-1】のとおり。前回の本部会議からの主な変更点は、目標指標(案)の見直しであり、主に、令和元年度の類似団体の平均値を基礎としていたものを、令和2年度の値が国から示されたため、更新したもの。
- ・【資料1-2】は、これまでの会議や、全員協議会での主な意見をまとめたもの。【資料1-3】は、ガイドラインの概要。【資料1-4】は、ガイドライン本文の案となる。
- ・【資料1-4】の30、31ページでは、今後の財政収支見通しである財政フレームを掲載している。策定予定の財政運営計画等を基に、中間見直しの時期である令和9年度までの見通しを上段に示しており、一定の条件設定を基に、ガイドラインの終期までの期間で算出した「令和10年度~令和14年度」の見通しを参考値として下段に掲載している。
- ・【資料1-4】の32ページでは、中間見直し(令和9年度)時点の各種目標指標について記載している。「人口1人当たり人件費・物件費等の合計」、「プライマリー・バランス」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」および「人口一人当たり市債残高」のいずれにおいても目標の範囲内となっている。また、令和5年度から令和9年度までの財源不足額の合計は、約37億円と試算しており、その対応として、毎年の予算編成における事業費の見直しや基金の活用に加え、ガイドラインで定める目標達成に向けた取組により対応していく旨を記載している。

#### 【主な質疑・意見】

- ・「市税収納率」の目標値について、令和元年度の類似団体の平均値を採用している理由は、  
⇒令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響に係る徴収猶予制度により、全国的に実績値が低下しており、令和2年度の類似団体の平均値を用いると、基準が緩くなってしまうため、令和元年度の数値を採用したものである。

## (2)草津市寄附型クラウドファンディング活用指針の策定について

【資料2~4】

### 【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・令和3年度から取組を進めている「草津市行政経営改革プラン」および策定予定の「第2期草津市財政規律ガイドライン」に掲げる「新たな財源の確保」に向け、【資料2】のとおり指針を策定するもの。
- ・【資料3】では、「運用編」として、執行原課が取り組みやすいよう、県内外の事例や、寄附の募集に係るポイント等をまとめている。
- ・【資料4】では、幹事会での意見等に対する対応状況をまとめている。
- ・指針では、ふるさと納税制度が適用される「寄附型」のクラウドファンディングを活用する際の取組内容を定めている。運営については、広報課が契約したふるさと納税制度の運営事業者へ委託することにより、契約手続の簡素化や、支払の一元化等を図る。
- ・調達方法については、寄附金額が目標額に達成した場合のみ事業を実施する「All or Nothing 方式」と、寄附金額が目標額に達しない場合でも資金を受け入れ、事業を実施する「All In 方式」について、いずれも対応できるよう整理している。
- ・令和5年度予算要求に当たっては、一般財源（歳出）が生じる場合、職員の財源確保に対する意識の向上や、クラウドファンディングの取組を浸透させるため、枠配分外経費（総務部枠外協議対象経費）として要求できるよう、総務部と調整している。

### 【主な質疑・意見】

- ・寄附金額が目標額に達成した場合のみ事業を実施する「All or Nothing 方式」については、どういった事業を想定しているのか。先の決算特別委員会において、議会から執行率等について指摘があったところであるが、当初予算に計上したにもかかわらず、事業を実施しない場合があることを懸念している。  
⇒本市の実績としては、「たび丸の着ぐるみ」が挙げられる。他市の事例等については、周知していくが、「All or Nothing 方式」については、目標額に到達しなかった場合、寄附金を返還（受入れをキャンセル）することとなり、結果として寄附者の厚意を無にしてしまうことを踏まえ、慎重に対応する必要があると考えている。
- ・「All In 方式」については、寄附金額が目標額に達しない場合であっても事業を実施する必要があるため、予算上、特定財源として見込んでいたものを一般財源に振り替えて事業を執行することになることを懸念している。  
⇒事業の趣旨や性質等を踏まえ、「All or Nothing 方式」、「All In 方式」を慎重に選定し、執行時の取扱いについて、予算編成時に担当課、広報課および財政課と十分調整を行う。また、事業実施年度は、目標額が達成できるよう、募集活動を行っていく。
- ・事業の運営については、広報課において委託契約したふるさと納税制度の運営事業者へ委託することであるが、新規に委託する場合は、公金の収納事務委託に係る手続等について遺漏のないよう対応されたい。
- ・事業費以上に寄附金が集まった場合の対応については、どのように考えているのか。  
⇒（システム上、募集額（上限額）を設定するが、）他の同一の趣旨の事業への充当や、基金への積立てを想定している。
- ・特別職の吉田DX戦略特別推進員については、クラウドファンディングについても精通されており、必要に応じて相談をお願いしたい。

## 2 重要報告

### ・ネーミングライツの導入に関するサウンディング型市場調査について

【資料5～9】

#### 【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・調査の概要は、【資料5】のとおり。財源確保や、地域経済の活性化、施設の利用者数の増加等に係る取組の一つとして、民間事業者等との対話を通して、公共施設等のネーミングライツ導入の可能性を調査し、令和5年度以降に公募する対象施設等の候補を検討する。
- ・対象施設については、各課と調整の上、選定している。また、調査では、資料に記載している施設以外の公共施設や、ソフト事業についても提案ができるように考えている。
- ・参加資格は、個人を除く、提案内容に自らが関わる意思と能力(運営力、資金力、実績等)を有する民間事業者、各種団体およびその民間事業者等を代理する広告代理店事業者。
- ・【資料6】の電子申請システムにより、希望する施設やネーミングライツ料(相場と考える金額)等を入力し、申込み後、参加者の希望を踏まえ、オンライン会議(Zoom 等)や、草津市役所における面談、事業所への訪問等により対話を行う。
- ・【資料7】は調査の実施要領を、【資料8】は対象施設の個票を、【資料9】では、幹事会での意見等に対する対応状況をまとめている。
- ・10月上旬から12月上旬までを申込みの受付期間として予定している。サウンディング調査の実施については、令和4年12月上旬から令和5年1月中旬までとし、結果の公表は3月を予定している。

#### 【主な質疑・意見】

- ・野村公園にネーミングライツを設定する際、事業者からの反応が厳しいものであったことを踏まえると、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響等により、今回も厳しい結果が想定される。調査の段階から参加資格を限定せず、幅広く営業活動をされたい。  
⇒参加資格については、個人を除く民間事業者等としており、広く参加を求めていると考えている。
- ・電子申請におけるアンケートについては、ネーミングライツを希望することを前提とした内容に見えるが、「希望する施設はない」といった回答も想定されるのではないかと。  
⇒「その他」の項目欄において「特になし」といった項目も設けており、その理由も把握していきたいと考えている。
- ・(仮称)草津市立プールについては、全国的にも誇れる施設として整備を進めており、市内事業者だけでなく、幅広く周知に努められたい。また、昨年度の議論にもあったとおり、ネーミングライツだけでなく、スタジアムにおける広告協賛といった手法等、別の財源確保策についても模索されたい。  
⇒調査に当たっては、営業活動を行い、幅広く参加を求めていると考えている。また、広告協賛等の財源確保策については、電子申請におけるアンケートの「設問7」において、公共施設の魅力向上に係る提案を設け、調査していきたいと考えている。
- ・愛称が付けられている公共施設については、公募等を行い、親しみのある施設の名称として定着しているが、調査により事業者等から提案があった場合は、必ずネーミングライツを設定することになるのか。愛称を提案された方や、議会への説明等、丁寧な対応が必要になる。  
⇒既に愛称が付けられている公共施設等については、一定の期間、導入を見送る予定であり、今回の調査については、市場調査の観点から、愛称を含む施設についても対象としている。

### 3 その他

- ・プロジェクトチーム:業務改革推進チーム～All Kusatsu～から、電子決裁システムの導入に合わせて、文書管理等に関して、提言書が提出された。既に総務課の方で、「文書管理・電子決裁システム運用ガイドライン」の内容について照会されており、導入スケジュールや、テレワークの要件の見直し、働き方改革の要素の一部を除き、基本的には提言書に沿ったものとなっている。提言内容を踏まえ、10月以降、電子決裁の運用について、総務課の方で庁議に諮っていく。
- ・「使用料・手数料等の全庁的な見直し」については、11月定例会での対応および令和5年4月からの新料金施行に向けて、内示を行ったところであるが、調整が必要な部署については、早急に対応をお願いしたい。最終内容をとりまとめ、10月18日の草津市行政経営改革推進本部会議で報告した後、11月8日開催予定の全員協議会において、議会に説明を行う。関係する部長級の方については、別途、出席の依頼をさせていただく。

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp